一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟 裁定規程

第1章総則

第1条(目的)

この規程は、一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟(以下、「本連盟」という。)基本 規程第33条に基づき、裁定委員会の組織および運営に関する事項、裁定に関する事項ならび に関連する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (裁定委員会の設置)

定款、基本規程、およびこれに付随する諸規程(以下「規程等」という)に対する違反行為の うち、競技および競技会に関するものについて調査、審議および懲罰案の理事会への提出を行 う為、ならびに代表選手選考、規程等に関連する紛争の和解斡旋を行うため、裁定委員会を設 置する。裁定委員会はコンプライアンス委員会がこれに当たる。

第2章 裁定委員会

第3条(所管事項)

- 1 裁定委員会は、本連盟に加盟または登録する団体(加盟チーム、都道府県バスケットボール連盟、(以下本条において「加盟・登録団体」という)および個人(選手、指導者等チームスタッフ、審判および役職員その他の関係者、(以下本条において「選手等」という)による規程等に対する違反行為について調査および審議を行った上、答申を作成し、これを理事会に提出する。
- 2 裁定委員会は、加盟・登録団体および選手等に関連する次の各号の紛争について、当事者の 申立に基づき和解を斡旋するものとする。ただし、裁定委員会に準ずる組織または機能を保 有する加盟・登録団体(加盟チームを除く)における紛争については、当該団体の決定によ るものとする。
 - (1) 契約、所属および移籍に関する紛争
 - (2) 規程等に関する権利・義務に関わる紛争
 - (3) 加盟・登録団体間、選手等間、またはその両者間における、加盟・登録団体の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争

- 3 裁定委員会は、日本代表選手選考に関する「選手選考委員会」の決定に対する異議申し立てにつき、和解を斡旋するものとする。
- 4 裁定委員会は、県代表等、地方の代表選手選考に対する異議申し立てにつき、和解を斡旋するものとする。

第3章 裁定手続

第4条(手続きの非公開、守秘義務)

- 1 裁定の手続きおよび記録は非公開とする。
- 2 裁定委員、裁定対象者、その代理人、オブザーバーおよび本連盟の関係者は、裁定委員会の手続きを通じて入手した情報を他に漏らしてはならない。

第5条(言語)

- 1 裁定の手続きおよび書面における言語は日本語を使用する。
- 2 裁定の手続きにおいて、裁定対象者または関係者が外国語を使用する場合には、当該裁定対象者または関係者は、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

第6条(代理人)

裁定の手続きにおいて、弁護士または裁定委員会が承認した者を除き、裁定対象者の代理人となることが出来ない。尚、選手が裁定対象者となったときは、その障がい特性に鑑み、保護者、親権者もしくは所属するチームの代表者がその代理人となることが出来る。

第7条(免責)

裁定委員および裁定委員会にかかわる事務職員は、故意または重過失による場合を除き、裁定委員会に関する作為および不作為について、何人に対しても責任を負わない。

第8条(手続きの開始)

裁定委員会は、招集のときから手続きを開始する。

第9条(調査への協力)

1 裁定委員会は、事案の解明のために、裁定対象者およびその関係者に対し、事実関係についての説明または証拠資料の提出を求め、もしくは現地調査をすることが出来る。

2 裁定委員会または受託して調査を行う者による調査の対象となった個人または団体は、当該調査に協力しなければならない。

第10条(聴聞等)

裁定委員会は、原則として、裁定対象者に対し事情聴取を行い、その意見および弁明を聴取する ものとする。ただし、事情聴取については裁定対象者の同意がある場合、もしくは裁定対象者が 事情聴取を拒否、または無断欠席した場合は、この限りではない。

第11条(証拠の評価)

裁定委員会は、裁定対象者または目撃者の供述または文書、音声、画像の記録もしくは専門家の 意見その他一切の証拠を参照することが出来る。

第12条(日本スポーツ仲裁機構への申し立て)

裁定委員会で取り扱うことが困難と判断した時は、委員長の提案により会長が日本スポーツ仲裁機構(以下JSAAという)に裁定を依頼する。

第13条(懲罰案作成・答申)

裁定委員会は調査および審議の上、次の各号の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に 答申しなければならない。

- 1 裁定対象者の氏名(団体の場合は団体名および代表者名または代理人がある場合はその氏名)
- 2 主文(判断の結論)
- 3 懲罰対象事実(可能な限り日時、場所、登場人物および行為を特定するものとする)
- 4 適用した規程・条項等
- 5 判断の理由(証拠の摘示)
- 6 懲罰案の作成年月日
- 7 裁定委員名

第14条(答申の尊重、理事会の懲罰決定)

理事会は、裁定委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本連盟全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとし、文書又は電磁的方法にて裁定対象者に通知する。

第15条(仮の処分)

1 裁定委員会は、理事会が第14条の懲罰を決定するまでの間、緊急の必要性がある場合には、 一時的に裁定対象者の資格および職務等を停止すること(以下、「仮の処分」という。)を理事 会に答申することが出来る。

- 2 理事会は仮の処分の決定をする前に、裁定対象者から意見を聴く機会を設けなければならない。ただし、緊急の場合には、裁定対象者から意見を聴かないで仮の処分を決定することが 出来る。この場合においては後日、裁定対象者の意見を聴く機会を設け、既に命じた仮の処 分の撤回または変更をすることが出来る。
- 3 理事会は、第1項の答申を受けた場合、速やかに仮の処分について審議の上、決定を行う。

第16条(JSAAへの仲裁、調停申し立て)

- 1 第14条の裁定委員会の結論が不満足である場合、JSAAの仲裁調停手続きを利用して 解決する。また、何時にてもJSAAへの申し立てを妨げない。全当事者はJSAAへの 申し立て期間の制約について十分に留意する。
- 2 本規程に基づく裁定処分が下された場合、裁定委員会は、当該処分を当事者または同人が 所属する団体(懲罰対象者が選手である場合には。同人が登録された加盟チーム)に書面 または電磁的方法によって通知するものとする。
- 3 前項の通知には、次の各項目を含めるものとする。
 - ①当事者の氏名(団体の場合は団体名および代表者名)
 - ②代理人があるときは、その氏名および所属
 - ③処分の内容(判断の結論。効力発生日を含む)
 - ④判断の理由(必ず懲罰対象事実および根拠となる条文を記載すること)
 - 5作成年月日
 - ⑥不服がある場合、日本スポーツ仲裁機構への申し立てが可能であること

第4章 附 則

第17条(改 廃)

この規程は理事会決議により改廃を行う。

第18条(施 行)

この規程は、令和元年(2019年)8月15日から施行する。

令和2年(2020年)4月1日改正。

基本規程全面改正に伴う改正。

令和4年(2022年)6月28日改正。

裁定委員会はコンプライアンス委員会が これに当たることとすること及び再審査

手続きの削除による改正。

令和5年(2023年)2月15日改正。